

◎新潟県告示第637号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月22日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	あすなろくれよん	長岡市曙3丁目3番15号	株式会社真友社	令和2年5月1日
放課後等デイサービス	指定障がい児通所支援事業所 Cサポ・キッズ	長岡市大島本町3丁目1-40 第8タカスハウス	合同会社Cサポート	令和2年5月1日